

訪問購入のトラブルに注意を

アドバイス

市消費生活センターでは、「不用品

を買い取つてもらうはずだったのに、強引に貴金属を買い取られた。」といつた訪問購入のトラブルについての相談が増えています。事業者が守らなければならぬルールや、消費者を救済するためのルールを紹介します。

面（電子書面を含む）」を契約者に交付しなければなりません。

引き渡し拒絶の告知

書面の交付から8日以内は、物品の引き渡しを拒否できる旨を、消費者に告知しなければなりません。

契約者・第三者への通知

事業者は、書面の交付から8日以内に物品を第三者へ引き渡す場合、契約者と第三者へ通知をしなくてはなりません。

禁止行為

事業者は、虚偽の説明・故意に事実を告げない・消費者を脅す・契約をするまで帰らない行為などは禁止されています。

適切な勧誘

事業者が突然訪問しての勧誘行為は禁止されています。また、消費者から査定依頼があつた場合、査定を超えて勧誘することは禁止されています。

再勧誘の禁止

一度、断つた人に勧誘を続けたり、再度勧誘することとは禁止されています。

書面交付義務

事業者は、契約の申し込みを受けたときや契約を結んだときは、「契約内容」や「条件」などを記載した「書



消費者救済のルール

◆クーリング・オフ

訪問購入については、契約に関する書面などを受け取った日から起算して8日以内は、無条件で、理由なく、一方的に契約を解除できる制度です。

引き渡しの拒絶

契約者は、クーリング・オフ期間内は、契約対象の物品の引渡しを拒むことができます。

◆勧誘を受ける気がないときは、きつぱりと断る

インターネットホンがある場合は、訪問目的を確認しましょう。

安易に訪問を承諾しないようになります。

事業者は、書面の交付から8日以内に物品を第三者へ引き渡す場合、契約者と第三者へ通知をしなくてはなりません。

◆承諾していない物品の売却を迫られたらきつぱりと断る

特に、貴金属の売却を迫られることが多いので気をつけましょう。

◆その場ですぐに契約しない

契約を急かすセールストークは要注意です。家族や知人に

◆契約した後に不安になつたら、すぐに消費生活センターに相談

クリーリング・オフ制度などの救済制度には期限があるため、早めに相談してください。

◆契約するときは、必ず書面の交付を受ける

契約内容や条件を必ず確認しましょう。訪問購入は、書面交付の日から8日以内はクリーリング・オフができます。

相談しましょう。また、比較検討してから決めましょう。

消費生活相談（予約不要）

平日 午前9時半～正午

午後1時～4時半

市消費生活センター（市役所新館4階） ☎ (580) 1968

●消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日

午前10時～午後4時

☎ 188 (局番なし)

●問い合わせ先

生活安全課生活安全担当

☎ (580) 1897